

犯罪収益移転防止法に基づく「取引時確認」について



損害保険会社では、マネー・ロンダリングやテロ資金供与を防止するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、一定の保険取引を行う際に、取引時確認（お客様の氏名・住居・生年月日等の本人特定事項、取引目的、職業等を確認させていただく手続き）を行っております。取引時確認にご協力いただけない場合には、取引をお断りすることがありますので、ご注意ください。

取引時確認が必要となる取引

損害保険について、お客様が以下の取引を行う場合には、取引時確認が必要となります。

- 積立保険の契約締結、満期返戻金や解約返戻金等の受取り、契約者の変更
- 現金・小切手による 200 万円を超える取引
- マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引
- 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引 等

(注)既に取引のある損害保険会社との 2 回目以降の取引については、再度の確認は不要となる場合があります。

取引時確認の方法

取引時確認における確認事項やお客様にご用意いただくものは、以下のとおりです。なお、損害保険会社によって取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは代理店等におたずねください。

確認事項	ご用意いただくもの(原本が必要です)(※1)
個人のお客様(※2)	本人特定事項(氏名・住居・生年月日) ○顔写真つきの本人確認書類 1 点(運転免許証、マイナンバーカード、旅券(パスポート)等)または ○次のいずれかの方法 : 顔写真つきの本人確認書類をお持ちでない場合 ・①から 2 点 ・①から 1 点と、②または「補完書類」(※3)から 1 点(計 2 点) ①各種健康保険証・年金手帳、取引に使用する印鑑に係る印鑑登録証明書 等 ②戸籍謄本・抄本、住民票の写し、住民票記載事項証明書 等 (注)2016年10月から、顔写真のない本人確認書類による取引時確認の手続きが厳格化されました。
	職業・取引目的 ご用意いただくものはありません(代理店等から確認させていただきます)
法人のお客様	名称・本店または主たる事務所の所在地 ○登記事項証明書、印鑑登録証明書 等
	事業内容 ○登記事項証明書、定款 等
	取引目的 ご用意いただくものはありません(代理店等から確認させていただきます)
	実質的支配者 ○実質的支配者(※4)の本人特定事項を確認(上記の「個人のお客様」の欄をご参照ください。)させていただきます。
取引担当者の本人特定事項 ○上記の「個人のお客様」の場合と同じ ○取引担当者が登記された代表者でない場合には、取引権限を有していることを確認できる書類(委任状等) (注)2016年10月から、社員証等の身分証明書は取引権限を確認する書類として使用できなくなりました。	

- ※1 有効期限のない公的証明書については、原則として、6 か月以内に作成されたものに限ります。
- ※2 代理の方(親族を含みます。)によるお手続きの場合には、ご本人のための取引であること(委任状等をご用意ください。)や、お客様ご本人との関係(例:配偶者、親)を確認させていただきます。また、その方の本人特定事項を確認(上記の「個人のお客様」の欄をご参照ください。)させていただきます。
- ※3 納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等で住居の記載があるもの(領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日付が 6 か月以内のものに限ります。)
- ※4 4分の1を超える議決権(株式等)を保有すること等により、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある方(複数人の場合は全員。ただし、他に2分の1を超える議決権を保有する方がいる場合は、その方のみ)が該当します。なお、これに該当する方がいない場合等は、法人の代表者等が実質的支配者となります。

その他

- 過去に確認をさせていただいたお客様についても、改めて取引時確認をお願いする場合があります。また、お客様の資産や収入の状況を確認させていただく場合があります。
- お客様が取引時確認について虚偽の申告を行った場合には、法律により処罰されることがあります。